

令和 5 年 7 月

安曇野市農業委員会定例総会

議 事 録

令和 5 年 7 月 3 1 日

長野県安曇野市農業委員会

令和5年7月安曇野市農業委員会定例総会

○招集年月日 令和5年7月31日

○会議の日時 令和5年7月31日 午後 1時00分

○招集の場所 安曇野市役所 大会議室

○出席委員（23名）

1番	池上洋助君	2番	矢淵一良君
3番	甕信君	5番	田口博之君
6番	井口勝也君	7番	三枝守和君
8番	上條弘勝君	9番	平川邦夫君
10番	長崎要君	11番	山田太一君
12番	海川信義君	13番	藤原光弘君
14番	中村洋子君	15番	丸山隆也君
16番	川上辰昇君	17番	請地康仁君
18番	笠原哲雄君	19番	降幡修二君
20番	浅川増行君	21番	渡辺正幸君
22番	塚田善久君	23番	佐原悦司君
24番	中島完二君		

○欠席委員（1名）

4番 岡山きみ子君

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長	宮沢英昭君	事務局次長	松島弘泰君
事務局員	岡田央樹君	事務局員	二村絢美君
事務局員	沖和義君		

○議事日程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 農業委員会憲章唱和
- 4 議長着任
 - (1) 出席者数の報告
 - (2) 議事録署名人の指名
- 5 議 事
 - (1) 議案第1号 農地法第3条許可申請審議

- (2) 議案第2号 農地法第4条許可申請審議
 - (3) 議案第3号 農地法第5条許可申請審議
 - (4) 議案第4号 農地の非農地決定申請審議
 - (5) 議案第5号 相続税納税猶予に係る証明申請審議
 - (6) 議案第6号 農用地利用集積計画審議 所有権移転
 - (7) 議案第7号 農用地利用集積計画審議 利用権設定
 - (8) 議案第8号 農用地利用集積等促進計画審議
 - 6 報告事項
 - 7 その他
 - 8 議長退任
 - 9 閉 会
-

午後 1時00分 開会

○事務局（宮沢英昭君） それでは、皆様、ご起立ください。礼、ご着席ください。

開会の言葉を塚田副会長からお願いいたします。

○副会長（塚田善久君） ただいまから令和5年安曇野市農業委員会7月の定例総会を開会します。よろしくお願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） それでは、会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（中島完二君） 皆さん、午前中の農振協議会は大変ご苦労さまでございました。今回は29件ということで、大分時間がかかりましたが大変ご苦労さまでございます。また、午後は定例総会ということで、今日は委員の皆様には1日大変ご苦労さまでございます。

この中にいと涼しいですね、本当に、風邪を引いてしまいそうです。だけれども外に出るとすごくて、熱中症になるんじゃないかというふうに思います。連日熱中症の話題も出ておりますし、病院へ運ばれる方も結構出ているそうです。どうか気をつけていただきたいと思います。

さて、我々第7期の農業委員会も、この7月19日で3年目を迎えるわけでございます。今までの2年間を考えてみますと、まず、最初は人・農地プランの実質化ということで、意味がよく分からない言葉で報道されたわけでございますが、そして、その次に農林水産省のほうから農業委員会に対して厳しい要求がありましたよね。作業日報のつけ方についてもそう、そして、作業日数でこの1か月に20日やれと、農繁期の忙しいときにそんなことできるかという話もありましたけれども、どうにかこれもやってきたわけでございます。それで、今年の4月には、今度は地域計画の策定ということで、これが法定化された業務ということで、農業委員会ではこれが3年目の我々にとっては一番の業務だと思っています。非常に難しい問題であるわけでございますけれども、3年目はどうにか頑張って、いい方向に持っていかなければいけないかなというふうに思っております。どうか皆様方のご協力をお願い申し上げます。

げます。

簡単ではございますけれども、ご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） 会長、ありがとうございました。

続いて、農業委員会憲章の唱和を行います。議案集、表紙裏をご覧ください。

3 番、甕 信委員の先唱にてお願いいたします。皆様、ご起立ください。

（唱 和）

○事務局（宮沢英昭君） ご着席ください。

それでは、安曇野市農業委員会会議規則第 3 条第 1 項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長（中島完二君） それでは、議事に入る前に、前回と同様 6 番、井口勝也委員のオンライン参加について、皆様から同意を得たいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、井口勝也委員のオンライン出席を認めます。参加方法につきましても、前回同様となりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、本定例総会ですが、現在の出席委員が 23 名で、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条の 3 の規定により本会議は成立いたします。

なお、4 番、岡山きみ子委員から欠席届が提出されております。

この会議は、個人情報保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例及び同条例施行規則に基づいて行いますので、発言には十分配慮をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 次に、議事録署名委員の指名を行います。

安曇野市農業委員会会議規則第 19 条の規定により、議長において指名をいたします。

6 番、井口勝也委員、7 番、三枝守和委員の 2 名をお願いいたします。

なお、本日の出席委員は 23 名ですので、農業委員会等に関する法律第 30 条の規定により 12 名の賛成をもって許可といたします。

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請審議

○議長（中島完二君） それでは、本日の日程に従いまして議事に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請審議を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） それでは、説明に入ります。

議案書の 1 ページをお願いします。申請番号 28 番です。

申請地は■、地目は畑、面積が 202㎡です。受人の経営面積は 0㎡、渡人の経営面積が 202

m²です。

申請番号28番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。また、■■■■地域委員会で申請地は適正に耕作されており、問題がないことが確認されております。

委員番号24番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号28番の申請理由等について説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 申請番号28番について事務局から説明いたします。

申請地は、■■■■から北西へ約150mに位置します。

申請事由ですが、渡人は市外に居住しており、耕作が困難なため譲渡したい。受人は、自宅に隣接する申請地を譲り受け、家庭菜園として管理したい。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、29番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号29番です。

申請地は、■■■■、地目は畑、面積が435m²です。受人の経営面積は0m²、渡人の経営面積が4,259m²です。

申請番号29番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。また、■■■■地域委員会では申請地は適正に耕作されており、他の耕作地につきましても問題がないことが確認されております。

委員番号6番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号29番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○6番（井口勝也君） 6番、井口です。

申請番号29番についてご説明いたします。

申請地ですが、■■■■がございます。こちらの東側に■■■■というのがございまして、こちらから見ますと北西約300mのところに位置します。

申請事由は、渡人は相続で取得したが、隣接する住宅を売却するに当たり申請人から申出を受け、譲ることとした。受人は、隣接する住宅を購入したため、隣接する申請地を取得し、家庭菜園として利用したい。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、30番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号30番です。

申請地は■、地目は田、面積が計1,578㎡です。受人の経営面積は1万7,828.28㎡、渡人の経営面積が1,578㎡です。

申請番号30番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。また、■地域委員会で申請地は適正に耕作されており、問題がないことが確認されております。

委員番号11番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号30番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○11番（山田太一君） 11番、山田です。

申請番号30番について説明申し上げます。

まず、申請地についてですが、■の南西約300m、■の裏手になります。

申請事由についてですが、渡人は、市外に居住していること、また、高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は、■により所有農地を■へ売却するため、代替地として申請地を取得したい。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、31番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号31番です。

申請地は■、地目は田、面積が597㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が4,693㎡です。

申請番号31番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。また、■地域委員会で申請地は適正に耕作されており、問題がないことが確認されております。

委員番号1番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号31番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○1番（池上洋助君） 1番、池上です。

申請番号31番について説明を申し上げます。

申請地ではありますが、■がございます。そこから東に山沿いに走る市道に向かいまして、その■というのがございます。その■のすぐ南側に隣接する農地であります。

申請事由です。渡人は、健康に不安があり、経営規模縮小を検討しているため、この申請地を譲渡したい。また、受人は、自宅に隣接する申請地を譲り受け、家庭菜園として管理したい。よろしく審議のほどお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

議案第2号 農地法第4条許可申請審議

○議長（中島完二君） 次に、議案第2号 農地法第4条許可申請審議を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 2ページをお願いします。申請番号21番です。

申請地は■、地目は田、面積が96㎡です。申請内容は住宅敷地・庭で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号24番、図面番号2番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号21番の転用事

由等について説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 申請番号21番について事務局から説明いたします。

申請地は、先ほどの3条申請の28番と同じになります。■から北西約150mに位置します。

転用事由ですが、申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、22番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号22番です。

申請地は■、地目は畑、面積が301㎡です。申請内容は厩舎関連施設で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号1番、図面番号2番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号22番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○1番（池上洋助君） 1番、池上です。

申請番号22番について説明をいたします。

申請地であります、■がございますが、そこから■へおおむね1kmほど進みますと、というのがございます。そこからおおむね200mほど登った左側に位置いたします。

転用事由でございますが、申請人は、申請地を厩舎として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） それでは、これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、23番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号23番です。

申請地は、、地目は田、面積が128㎡です。申請内容は住宅敷地で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号1番、図面番号3番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号23番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○1番（池上洋助君） 1番、池上です。

申請番号23番について説明をいたします。

申請地ですが、先ほどの22番案件の場所からおおむね100mほど登った右側に位置いたします。

転用事由であります。申請人は、申請地を住宅敷地として利用しておりましたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

議案第3号 農地法第5条許可申請審議

○議長（中島完二君） 次に、議案第3号 農地法第5条許可申請審議を上程いたします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 3ページをご覧ください。申請番号82番です。

申請地は、地目は畑、面積が483㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号24番、図面番号3番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号82番の転用事由等について説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 申請番号82番について事務局から説明いたします。

申請地は、から南東へ約150mに位置します。転用事由ですが、借人は、現在借家に居住しているが、手狭になったため、実家に近い申請地に住宅を建築したい。

以上、ご審議お願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありました。これにつきまして意見、質問等ございますか。

どうぞ、田口さん。

○5番（田口博之君） 5番、田口でございます。

前の4条のときもそうでしたけれども、転用の形態等の行がありますよね。そこに数字が出てきますけれども、この数字の意味を教えてください、お願いいたします。例えば今でしたら、84.46㎡という数字ですか、お願いします。

○事務局（松島弘泰君） 事務局のほうから説明させていただきます。

こちらは一番上に転用形態、転用用途、転用施設、施設面積、括弧㎡と書いてあるのですが、こちらの数字に関しましては、今回の申請建築物の建築面積になります。

説明は以上です。

○5番（田口博之君） ありがとうございます。

○議長（中島完二君） そのほかに何かございますか。

よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） それでは、これから採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、83番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号83番です。

申請地は、■■■■、地目は畑、面積が500㎡です。申請内容は住宅兼写真スタジオで、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号24番、図面番号4番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありました。続いて申請番号83番の転用事由等について説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 申請番号83番について事務局から説明いたします。

申請地は、■■■■から西へ約250mに位置します。転用事由ですが、受人は、現在借家に居住しているが、面積や環境が希望どおりの申請地に住宅兼写真スタジオを建築したい。

以上、ご審議お願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありました。これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、84番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 申請番号84番です。

申請地は、、地目は田、面積が41㎡です。申請内容は住宅敷地で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号9番、図面番号2番です。審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号84番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○9番(平川邦夫君) 9番、平川でございます。

申請番号84番についてご説明を申し上げます。

場所は、、北のほうへ約30m行きまして、そこを左へ約30m入った住宅地の中でございます。転用事由ですが、受人は、自身の住宅が宅地と農地にまたがり建築されていることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請をしたい。よろしくをお願いいたします。

○議長(中島完二君) ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、85番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 申請番号85番です。

申請地は、、地目は田、面積が550㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号23番、図面番号3番です。審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号85番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○23番(佐原悦司君) 23番、佐原でございます。

申請番号85番についてご説明申し上げます。

申請場所は、より北西へ約350mの地点でございます。

転用事由でございますが、受人は、景色のよい申請地に住宅を建て安曇野に移住したい。

ご審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、86番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 4ページをお願いします。申請番号86番です。

申請地は、■■■、地目は田、面積が計1,882㎡です。申請内容は建売住宅7棟で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号3番、図面番号2番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号86番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○3番（甕 信君） 3番、甕です。

申請番号86番についてご説明を申し上げます。

申請地は、■■■から西南に約500mに位置をしております。

転用事由でございますけれども、受人は、申請地は利便性がよく販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したい。

以上です。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、87番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号87番です。

申請地は、■■■、地目は田、面積が450㎡です。申請内容は建売住宅1棟で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号11番、図面番号3番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号87番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○11番（山田太一君） 11番、山田です。

申請番号87番についてご説明申し上げます。

申請地ですが、■から東に約200m行ったところになります。

転用事由ですが、受人は、申請地は利便性がよく販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したい。審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、88番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 5ページをお願いします。申請番号88番です。

申請地は、■、地目は田及び畑、面積が計3,456.28㎡です。申請内容は■で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号11番、図面番号4番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号88番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○11番（山田太一君） 11番、山田です。

申請番号88番についてご説明申し上げます。

まず、申請地についてですが、■から北東に約400m行ったところにある農地になります。

転用事由ですが、■は施設が狭隘かつ老朽化が進み、多様な■に対応することが困難であり、■へのアクセス面にも課題があることから申請地へ■を建設したい。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

○23番（佐原悦司君） 23番、佐原でございます。

1点お聞きしたいと思います。事務局にお聞きしますけれども、この申請をこれから議長の下、可否の決定をするわけですが、1ページのところに第30号の申請議案のところに、もう既にここで農地を■へ売却するため代替用地を取得したいということで先ほど許可になりました。この■の、ここで下りるという状況を考えたときに、これが否決された場合、

その30号議案というものは全く意味がなくなるような気がしますけれども、こういった前後の関係につきまして事務局はどのように受付をしているのでしょうか。お願いします。

○議長（中島完二君） 事務局。

○事務局（松島弘泰君） 3条の関係で、理由として代替地ということで理由は上がっておりますけれども、3条申請は3条申請で受付しておりますので、ここで■が否決されたという場合でも、3条申請はそのまま生きるかと思います。

○23番（佐原悦司君） そうすると、申請理由が変わってくるということですか。

○事務局（松島弘泰君） 3条申請のほうの申請理由ですか。そうですね、その目的で取得するという予定は変わらなかったということだと思います。

○23番（佐原悦司君） 要するに、この■の申請が出て、ここで可否があり、これが可決されましたということで、その3条の第30号議案が出てくると思うんです。ですから、別にこれを来月の申請に上げて、■のほうへ土地を売却したから農地が代替地として必要になりましたという申請でいけば、普通にスムーズに済むような気がしますけれども、要するに、この第3条の30号の議決は8月分の申請でも問題はなかったかなと思います。可決されての問題でございますが、どうでしょうか。

○事務局（松島弘泰君） おっしゃるとおり、そのほうがスムーズだったとは思いますが。

○議長（中島完二君） 今のは申請事務の問題だということですか。

○23番（佐原悦司君） これからこういったような状況が、たまたま前回の■のところでできて、その後、代替地として農地が欲しいという方がおられました。それは前回6月の総会に出て可決されたわけですが、普通そのような形にすればスムーズに文章としては読めると思うんです。これの普通の文章を読むと、もう3条で土地を売っちゃったから代替地が欲しい、その後5条として、これから■を建てるから農地の申請をお願いしたいということになれば、ちょっと話としては前後しちゃうんじゃないかなとは思って、今ご意見をさせていただきました。

○事務局（岡田央樹君） 岡田ですが、事務局のほうより幾つかご説明させていただきたいと思います。

先ほど佐原委員よりお話のありました■、そちらのほうについては、当時地権者のほうでその分の農地を自分のほうで確保してほしいというようなことで代替地のお話はなかったと思います。ただ、実際にご本人も市のほうへ土地を譲ってしまった後に、やっぱり農業がやりたいということで、■から随分時間がたって、隣接する自宅に近い、すぐ隣ということで先月の申請に至ったということでございます。

今回の■に関しましては、そもそも提供面積が大きいということで、そうすると自分の経営面積が大分小さくなってしまいますので、最初から代替地をどこか用意してくれないかというような中での交渉が進んでいたもので、今回はそういう意味で同時申請という形になったということでございます。

○議長（中島完二君） 佐原委員、よろしいですか。

○23番（佐原悦司君） 半分納得していないような話ですけれども、できたら我々が読んでスムーズに内容が分かるような申請にしていいただければと思います。よろしく願いいたします。以上です。

○事務局（岡田央樹君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（中島完二君） そのほか何かご意見がありましたら、よろしいですか。
（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） それでは、採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。
続いて、89番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号89番です。

申請地は、、地目は畑、面積が352㎡です。申請内容は住宅敷地で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号1番、図面番号4番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号89番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○1番（池上洋助君） 1番、池上です。

申請番号89番について説明をいたします。

この申請地であります、という信号がございますが、そこから市側方面へおおむね2kmほど参りますと、が建っているところがございますが、そこからへおおむね500mほど登った左側に位置いたします。

転用事由ですが、受人は、申請地を住宅敷地として利用しておりましたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。
続いて、90番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 6 ページをご覧ください。申請番号90番です。

申請地は、■、地目は畑、面積が358㎡です。申請内容は農業用施設、資材置場で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号1番、図面番号5番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号90番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○1番（池上洋助君） 1番、池上です。

申請番号90番について説明いたします。申請地でございますが、先ほどの申請番号89番の申請地と同一敷地内でございます。

転用事由ですが、受人は、申請地を農業用施設として利用していたが、利用面積が200㎡を超えていたことが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、91番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号91番です。

申請地は、■、地目は田、面積が334㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号1番、図面番号6番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号91番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○1番（池上洋助君） 1番、池上です。

申請番号91番について説明いたします。

申請地でございますが、■がございまして、そこを東方面に若干入りますと、■という施設がございまして。その■から北へ200mほどの左側に位置をいたします。

転用事由ですが、受人は、将来のことを考えて利便性のよい申請地に住宅を建設したい。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第4号 農地の非農地決定申請審議

○議長(中島完二君) 次に、議案第4号 農地の非農地決定申請審議を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 議案集7ページをご覧ください。農地の非農地決定申請審議です。

申請番号3番、4番を一括で説明いたします。

まず、申請番号3番です。申請地は■、地目は畑、面積は計830㎡、現況は原野化し、復元困難となっております。

申請番号4番の申請地は、■で、面積が計1,017㎡、全て山林化し、復元困難となっております。それぞれ現地確認を実施しており、■の地域委員会でも全て非農地と認められるものと確認しています。

申請番号3番の申請地については、本日お配りした資料の2ページから3ページ、申請番号4番は4ページから6ページに位置図等がありますので、ご確認ください。

ご審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) ただいま事務局から説明がありましたが、申請番号3番につきまして意見等ございますか。

どうぞ、甕さん。

○3番(甕 信君) 3番、甕です。私は現場を知らないのじゃべって申し訳ないのですが、この写真を見る限り、この赤い枠線の筆以外に、例えば■と書いてあるところのその右側の筆と、仮にこの下もそうですけれども、これ以外はみんな原野なのですか、畑ではなくて。

○事務局(岡田央樹君) 事務局よりご説明いたします。

今、甕委員のご指摘のように、資料の航空写真のほうを見ますと、周りも木が大分生い茂っているような状態になっております。それで、この周りの土地については他の方の所有とか、地目が原野だとか、そういうようなものになっております。今回の申請地があくまでも農地が畑というような形になっているということで、非農地決定の申請が出されたということでございます。

以上です。

○3番(甕 信君) では、非農地はあくまでも本人申請に基づいて処理をしていくという

考え方ですか。

○事務局（岡田央樹君） ■地域に関しましてですが、この辺は以前から問題になっているような土地が多いところでして、昔、■をつくったときに、自分の農地へ土盛りをしてしまったような農地が点在しております。本来でいけば、■のほうの山林内のようなところで、こちらのほうで調査をする中で非農地決定していけばよろしいかなと思うんですけども、この■周辺の地域というのは非常にいろいろなものが絡み合っているんで、あくまでも都度相談があった際に対応しているというような状況でございます。

○3番（甕 信君） 分かりましたけれども、本来であれば、■という差別をせず、あくまでも安曇野市ですので、航空写真を見た限りではそういう申請が上がって、周辺農地をこれは非農地じゃないのとなれば、本来ならば一体で事務処理をしていただければ、私どもは理解ができるという考え方ですので、できればこの3地域ではなくて、■のほうも、我々のほうもあるかと思うんですけども、そういうところが事務局で航空写真を撮って、我々が航空写真を見ることもないし、また、その筆が農地であるかどうかは分からないものですから、皆さんのほうで見て判断をする中で、この筆で2筆ではなくて、この■が仮に農地だとすれば、これも一体的に、その右側も農地とすれば一体的にということで総合的に事務処理をしていただければ理解が進むと思いますので、今後そういう機会があれば、そんなような方向でお願いしたいと思います。

以上です。

○事務局（岡田央樹君） ■地域のほうから、徐々に山の中を非農地決定していっているわけですけども、その辺のところを今度、■に移りまして、■地域は現地確認を終わっておりますので、やっていきます。そういったところが終わりましたら、今度こういった■のほうもちょっと手をつけていく予定でありますので、お願いいたします。

○議長（中島完二君） 甕委員、よろしいですか。

○3番（甕 信君） 結構です。

○議長（中島完二君） そのほか何かございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） それでは、採決を行います。

本案について、原案のとおり非農地と決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により原案のとおり決定いたします。

続いて、申請番号4番について意見等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） それでは、これから採決を行います。

本案について、原案のとおり非農地と決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたしま

す。

(賛成者挙手)

○議長（中島完二君） 全員挙手により原案のとおり決定いたします。

議案第5号 相続税納税猶予に関わる証明申請審議

○議長（中島完二君） 次に、議案第5号 相続税納税猶予に関わる証明申請審議を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 8ページをご覧ください。相続税納税猶予に係る証明書交付の申請審議です。

相続税納税猶予については、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等を引き続き営農しているかを農業委員会が確認し、証明書を交付することとなっております。

申請番号4番につきましては、■■■、地目は田、面積は計1万1,736㎡です。

申請番号5番については、■■■、地目は田、面積は計1万208㎡です。

該当の農地については、■■■地域委員会で適正に耕作されていることが確認されております。ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして質問等ございますか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長（中島完二君） それでは、これより採決を行います。

本案について、原案どおり証明書の交付を承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（中島完二君） 全員挙手により証明書の交付を承認いたします。

議案第6号 農用地利用集積計画審議（所有権移転）

○議長（中島完二君） 次に、議案第6号 農用地利用集積計画審議（所有権移転）について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5号の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による安曇野市農用地利用集積計画（所有権移転）の案を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 9ページをご覧ください。

安曇野市長から農用地利用集積計画の所有権移転について決定を求められていますので、ご説明いたします。

整理番号 1 番です。権利の移転をする土地は■、地目は畑、面積は計5,276㎡、支払い期限、引渡しの時期ともに令和 5 年 8 月 21 日、法律関係は売買です。

整理番号 2 番です。権利の移転をする土地は■、地目は田、面積は計3,514㎡、支払い期限、引渡しの時期ともに令和 5 年 8 月 21 日、法律関係は売買です。

整理番号 3 番です。権利の移転をする土地は■、地目は田、面積は2,596㎡、目的は水稲、支払い期限、引渡しの時期ともに令和 5 年 8 月 15 日、法律関係は売買です。

以上 3 件ですが、全ての案件について改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第 3 項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員の挙手により原案のとおり農用地利用集積計画所有権移転を決定いたします。

議案第 7 号 農用地利用集積計画審議（利用権設定）

○議長（中島完二君） 次に、議案第 7 号 農用地利用集積計画審議（利用権設定）について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 号の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第 1 項の規定による安曇野市農用地利用集積計画（利用権設定）の案を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 10ページをご覧ください。

安曇野市長から農用地利用集積計画の決定を求められていますので、ご説明いたします。

公告日は、令和 5 年 7 月 31 日です。

設定件数は、総数22件、6 万2,556㎡、そのうち田が14件、4 万208㎡、畑が 8 件、2 万2,348㎡です。新規分については、総数10件、2 万1,314㎡、そのうち田が 7 件、1 万3,154㎡、畑が 3 件、8,160㎡です。

期間別設定面積につきましては、1 年から10年までの期間で設定があり、詳細は一覧表のとおりです。

設定筆数は、総計46筆、田32筆、畑14筆です。耕作者は17人、所有者が22人となっております。

利用権設定の一覧につきましては、11ページから12ページです。13ページから15ページは

農地中間管理事業一括方式分です。また、16ページの利用権の設定については、令和5年4月28日に決定をいただいた議案第6号について、所有者錯誤により削除するものです。

全て改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見等ございますか。

どうぞ、田口さん。

○5番（田口博之君） 5番、田口でございます。

ちょっと勉強不足で教えてもらいたいのですが、期間19年5か月は最高10年という枠の中で、これは中間管理機構の絡みですか、それとも何か別の19年というのがあるのですか。そこをよろしくをお願いします。

○事務局（松島弘泰君） こちらについては■になっておりまして、一般的な稲作とか、そういったものに比べてどうしても期間が長く設定されるというものです。

○5番（田口博之君） ということは、この最長10年の面積が入ってこないということですか。

○事務局（松島弘泰君） そちらは、11ページ、12ページの相対のみの数字が表になっておりますので、利用権設定されたものだけです。中間管理事業の一括方式の分は、この上の表の中には入っていないです。

○5番（田口博之君） ありがとうございます。

○議長（中島完二君） そのほかに何かございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） それでは、採決を行います。

本案について、原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により原案のとおり農用地利用集積計画（利用権設定）を決定いたします。

議案第8号 農用地利用集積計画審議（利用権設定）

○議長（中島完二君） 次に、議案第8号 農用地利用集積等促進計画審議（権利移転設定）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、長野県中間管理機構に申入れのあった権利移転の内容について、農業委員会として要請の審議をいたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 17ページをご覧ください。

令和5年4月1日施行の農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正により、本申出の内容については、対象農地の地元農業委員会として、その権利移転等の内容が農用地の利

用の効率化及び高度化の促進を行う上で問題がないと認められれば、長野県農地中間管理機構に対し、権利の移転を速やかに行うため要請書を発出するものであります。

内容については、設定件数は総計1件、3万4,762㎡、そのうち田が1件、3万7,762㎡です。期間別設定と面積につきましては、期間が当初農地所有者と機構が契約した年数の残存期間で、3年5か月から5年5か月、面積は総数と同面積、3万7,762㎡となっております。設定筆数は総計22筆、うち田が22筆です。借受人については1名となっております。

18ページについてはその内容の詳細で、前借受人が法人を設立したことによる変更であります。今回の申出地が■地域ということであり、先般の■地域委員会では、借受人について、その権利設定に対し、耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、耕作等の事業を行うと認められること、また、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることが確認されています。

説明については以上になります。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきましてご意見、ご質疑等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとのご発言がありました。

それでは、農用地利用集積等促進計画審議（権利移転設定）について、要請書を発出することといたします。

○議長（中島完二君） 以上をもちまして全ての議事が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議ありがとうございました。

○事務局（宮沢英昭君） 会長、議事進行、お疲れ様でした。本日の総会の日程が全て終了しました。それでは、閉会のことばを佐原会長代理からお願いいたします。

○会長代理（佐原悦司君） 安曇野市農業委員会、7月定例総会を閉会します。

○事務局（宮沢英昭君） ご起立ください。礼、お疲れ様でした。

午後 2時54分 閉会